

公益社団法人茨木市シルバー人材センター会費規程

制定 平成 24 年 4 月 1 日

最新施行令和 2 年 6 月 2 日

(目的)

第 1 条 この規定は、公益社団法人茨木市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第 7 条に定める会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の額)

第 2 条 会員が納入する会費の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 正会員 年額 2,500 円

ただし、第 3 条に定める会費の納入時に、配偶者が正会員である者は、1,500 円とする。

(2) 賛助会員 1 口 10,000 円

2 前項にかかわらず、年度の途中で入会した正会員の当該年度の会費については、次の各号に定める額とする。

(1) 当該年度の 4 月 1 日から 9 月末日までに入会した正会員 年額 2,500 円

ただし、配偶者が正会員である者は、1,500 円とする。

(2) 当該年度の 10 月 1 日から翌年 3 月末日までに入会した正会員 年額 1,500 円

ただし、配偶者が正会員である者は、1,000 円とする。

3 年度の途中で退会等定款第 8 条に定める会員の資格を喪失した者の会費は、これを返却しない。

(会費の納入)

第 3 条 前条の会費は、毎年 3 月末日までに、当該年度分をセンター事務局に一括納入するものとする。ただし、年度の途中で会員となった者については、入会時に納入するものとする。

(会費の使途)

第 4 条 会費は、毎事業年度におけるその合計額の 50 パーセント以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(規程の改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、総会において決定するものとする。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 2 日から施行する。